

様式 1

明細書

作成日 平成31年 4 月22日

更新日 令和 6 年 1 月27日

1 作成者

住所（フリガナ）：フクシマケンアイヅワカマツシオウギマチ 福島県会津若松市扇町 3 丁目 5 番地の 6
名称（フリガナ）：アイヅ ノウギョウキョウドウクミアイ 会津よつば農業協同組合
代表者（又は管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 原 喜代志
ウェブサイトのアドレス：https://aizuyotuba.jp/products/showa_kasumi/

2 農林水産物等の区分

区分名：第12類 観賞用の植物類
区分に属する農林水産物等：切花（かすみそう）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ショウワ ソウ 昭和かすみ草、Showa Gypsophila、Showa Kasumiso

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：福島県大沼郡昭和村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡会津美里町の一部（旧会津高田町、旧本郷町）、会津若松市北会津町、河沼郡会津坂下町、南会津郡南会津町（旧田島町）

5 農林水産物等の特性

「昭和かすみ草」は、福島県奥会津の昭和村、柳津町、三島町及び金山町を中心に生産される「宿根かすみそう」である。

「かすみそう」は、小さな花が霞のようにふんわりと広がる清楚可憐な花であり、小花の数は品質を評価する上で特に重要な形質の一つであるが、「昭和かすみ草」は、この小花数が多く、日持ちの悪い夏場でも出荷後の観賞期間が長いことから主な出荷期間である夏秋期を通じて品質が安定しているためクレーム率が著しく少ない産地として色付けを施した「染めかすみそう」も含めて需要者から高く評価されており、東京都中央卸売市場における 1 本当たりの単価も高値で取引され、夏秋期の「宿根かすみそう」において栽培面積及び出荷数量共に国内トップクラスを誇っている。

平成 24 年（2012 年）には、フェンロー国際園芸博覧会フロリアード 2012 で優秀品種賞（金賞）を受賞しており、平成 27 年（2015 年）には FAJ 主催のフラワーオブザイヤー最優秀賞を、平成 29 年（2017 年）には同じく優秀賞を受賞している。

6 農林水産物等の生産の方法

(1) 品種

会津よつば農業協同組合（以下「JA 会津よつば」という。）が、生産地における適応性などを検討した上で選定した品種を使用する。

(2) 栽培方法

ア 生産地において、基本的に7月から9月の夏期の出荷は中山間地域での栽培とし、夏期以外の期間の出荷は、生産地の平坦部での栽培を可能とする。

イ JA 会津よつばが定めた「栽培方法」により栽培する。

(3) 出荷規格

JA 会津よつばが定めた「出荷規格」に基づいて選別し出荷する。

(4) 最終製品の形態

「昭和かすみ草」の最終製品としての形態は、切花「かすみそう」である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

「昭和かすみ草」の生産地である昭和村周辺は、典型的な内陸性の気候で、冬期は日本海側の影響を受けて寒さが厳しく、積雪量が多い地域であり、夏期でも冷涼な気候の中山間地域に広く覆われているため、中央アジアや地中海沿岸が原産で、「そよ風が育てる」とも言われ、冷涼な気候を好んで生育する「かすみそう」の栽培に適した自然条件を有する。

生産地では、主に6月から10月の夏秋期を出荷期間とする中で、夏期は冷涼な中山間地域（昭和村・柳津町・三島町・金山町）で栽培し、夏期以外の時期は生育適温となる会津の平坦部へ出作し栽培するなど、高温期に小花数の減少や奇形花の発生及び短茎開花等の障害を引き起こしやすく、高温時の採花により日持ちも悪くなる「かすみそう」の栽培において、会津地方の気候と地形を活かした生産を行っている。

また、生産当初から、降雨による花卉の傷み回避のための「雨よけハウス栽培」や、収穫適期を見極める切り前の判断技術向上を目指した目揃え会開催など、長年、生産者全員に対する栽培技術の研鑽を組織的に取り組んでおり、高品質な「かすみそう」栽培を確立している。

一般的に「かすみそう」の花の色は、「白」を基調とした品種が多い中で、生産地では昭和60年代から染色液を吸わせて色を付ける「染めかすみそう」の生産にも着手しており、他の花材の添え物とされ脇役的な「かすみそう」のイメージを一新したカラフルな色彩の「昭和かすみ草」も人気を博している。

平成16年には、特別豪雪地帯に指定され冬期間に2 m近くの積雪がある昭和村に「雪」の冷気を利用して予冷貯蔵を可能とする昭和村農林水産物集出荷貯蔵施設（雪室）を完成させ、翌年の稼働以降、同施設において自然エネルギーを活用し、「かすみそう」に最適な温度と湿度で全量を予冷してから全国に向けて出荷している。

8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

生産地では、昭和40年代から「りんどう」の栽培が行われており、この「りんどう」の生産で培った花きの栽培技術を背景に、昭和58年から「かすみそう」の栽培を開始し

ている。

昭和 59 年に設立した昭和村農業協同組合（以下「JA 昭和村」という。）花き生産部会と昭和花き研究会という 2 つの組織（以下「2 組織」という。）の下で、平成元年には、雨よけハウス栽培や鮮度保持剤による前処理技術を確立し、平成 4 年には目揃え会を開始するなど、組織的な品質向上の取り組みを継続している。

こうした地域特性を活かした「かすみそう」の栽培の産地確立と同時に、それを伸ばしていくための水稻部門の経営受託事業の一体化を図るためのシステムが評価され、平成 6 年度には水田営農活性化優秀集団表彰事業において JA 昭和村花き生産部会が農林水産大臣賞を受賞している。

平成 7 年には、2 組織を支援するため昭和村花き振興協議会を設立し、生産振興に向けた花き生産体制の充実・強化が図られた。

平成 10 年の会津地域における JA 広域合併により、会津みどり農業協同組合（以下「JA 会津みどり」という。）が発足したことに伴い、JA 昭和村花き生産部会を JA 会津みどるかすみ草専門部会と改名し、専門部会による町村を越えた広域出荷体制が整備されたことを機に、産品名を「昭和かすみ草」に統一して出荷するようになった。

平成 28 年のさらなる JA 広域合併で、会津よつば農業協同組合（以下「JA 会津よつば」という。）が発足してからは、専門部会を JA 会津よつばかすみ草部会に改め、現在は、令和元年に設立した「昭和かすみ草振興協議会」が、生産振興の推進とより一層の充実・強化を図っており、昭和 63 年に 37 万本だった出荷数量は直近の令和 3 年に 500 万本を超えている。

9 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無等

（１）法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第 13 条第 1 項第 4 号ロに

☐ 該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

☒ 該当しない

（２）法第 13 条第 2 項該当の有無（（１）で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☐ 法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先（文書送付先）

